



インボイス制度に関するお知らせ

インボイス発行事業者は**消費税の確定申告**が必要となります

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合も申告が必要です

自宅で e - Tax



e-Taxを使うと自宅やオフィスから確定申告ができます。なお、個人事業者の方の確定申告は「確定申告書等作成コーナー」が便利です。

< 個人向け >
確定申告書等
作成コーナー



< 法人向け >
e-Tax
ホームページ



納税資金の計画的なご準備を！

例えば、インボイス制度の導入を機に消費税の確定申告を初めて行った個人事業者や12月決算の法人については、令和5年分では最大3か月間（10・11・12月分）の取引が申告の対象でしたが、**令和6年分では1年間分の取引を申告する必要があります。**

納税資金を計画的にご準備のうえ、期限内納付をお願いします。

簡単・便利なキャッシュレス納付

自宅やオフィスからキャッシュレスで納付ができます。

< 納付方法例 >

- 口座引落とし（振替納税）
- インターネットバンキング
- クレジットカード
- スマホ決済 など



納税に関する
総合案内



※ 申告書提出後に納付書の送付等による納税のお知らせはありませんので、ご注意ください。

インボイス制度についての一般的なお問合せ先



インボイス
コールセンター

0120 - 205 - 553（無料）

9:00～17:00（土日祝日及び年末年始を除く）

国税庁HPの「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」に、相談内容に応じた各種ご相談先をまとめています。

相談窓口一覧表



国税庁（法人番号 7000012050002）

（令和6年9月）

登録を受けるかお悩みの方へ

- インボイスを交付するためには、インボイス発行事業者として登録を受ける必要があります。

※免税事業者が登録を受ける場合、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできません（消費税の申告が必要です）。



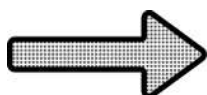
- 登録は任意のため、売上先からインボイスを求められるかどうかなどご自身の事業実態に合わせて登録をご検討ください。
なお、消費者や免税事業者等である売上先は、インボイスの保存を必要としません。

- 登録のご検討に当たっては、税務署で開催している各種説明会・相談会（個別相談）、オンライン税理士相談（中小企業庁委託事業）などもご活用ください。

オンライン
税理士相談



登録を受ける場合



登録を受ける場合は、登録申請手续が必要です。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください。

個人事業者の方は、スマホから登録申請ができます。

e-Taxによる
登録申請手続



インボイス制度について詳しく知りたい方へ



- 国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度に関する情報を掲載しています。
- 制度のポイントを解説した動画やインボイスの記載事項に関するチェックシート・解説マンガなども掲載しています。

インボイス制度
特設サイト



2 割 特 例

インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者となられた方には、納付税額を売上げに係る消費税額の2割とすることができる特例があります。

2割特例ページ



補助金などの支援策について知りたい方へ



インボイス制度に対応した会計ソフトや受発注システム等のITツール導入を支援するIT導入補助金などの支援策があります。

中小企業庁
リーフレット

